## 自己点検シート (通所介護・介護予防通所介護)

点検した結果を記載して下さい。

点検項目	確認事項	根拠条文	活果 不適	「不適」の場合の事由及び 改善方法(別紙可)
I 人員	 基準	<u> </u>		
従業者の員数	【生活相談員】 サービス提供日ごとに、生活相談員の勤務時間 数合計が、当該サービス提供時間帯の時間数以 上となっていますか。	基準条例 第92条第 1項第1号		
	生活相談員は、社会福祉主事任用資格を有する者、又はこれらと同等以上の能力を有する者(下記)が配置されていますか。 ※「同等以上の能力を有する者」 ・介護支援専門員 ・1年以上介護等の業務に従事した者であって、介護福祉士または、介護職員初任者研修を修了した者と同等の資格を有する者 ・2年以上社会福祉施設で介護等の業務に従事した者	岐阜県居 宇 中 基 第3 の 6(1)イ		
	【看護職員】 単位毎に、専ら当該サービスの提供に当たる看 護職員(看護師又は准看護師)を1名以上配置 していますか。 ※病院、診療所、訪問看護ステーションとの 連携により、看護職員が事業所の営業日ごとに 利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療	第92条第 1項第2号		
	所、訪問看護スプーションと事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合には、看護職員が確保されているものとする ※利用定員が10人以下の場合は、看護職員又は介護職員が1名以上			
	【介護職員】 単位毎に、サービス提供時間に応じて、当該サービスの提供に当たる介護職員を規定通り配置していますか。  ※利用定員が10人以下の場合介護職員又は看護職員の勤務時間数合計・サービス提供時間数≥ 1 ※利用者の数が15人までの場合介護職員の勤務時間数合計・サービス提供時間数≥ 1 ※利用者数が15人を超える場合介護職員の勤務時間数合計・サービス提供時間数≥ (利用者数一15)÷5+1	第92条第 1項第3号		
	【機能訓練指導員】 機能訓練指導員を1名以上配置していますか。	第92条第 1項第4号		
	機能訓練指導員は、必要な訓練を行う能力を有している者(※)が配置されていますか。 ※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師			
	単位毎に、介護職員が常時1名以上従事していますか。 ※利用定員10人以下の場合は、看護職員又は 介護職員が常時1人以上	第92条第 3項		
	生活相談員又は介護職員(※)のうち1名以上は常勤となっていますか。 ※利用定員10人以下の場合は、生活相談員、 看護職員又は介護職員のうち1名以上	第92条第 6項		

- <del></del> -	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び
点検項目			適	不適	改善方法 (別紙可)
管理者	管理者は常勤専従職員を配置していますか。	第103条 (第7条準 用)			
	管理者が他の職種等を兼務している場合、兼務形態は適切ですか。				
	<ul> <li>→ 下記の事項について記載してください。</li> <li>・兼務の有無 ( 有 ・ 無 )</li> <li>・当該事業所内で他職種と兼務している場合はその職種名 ( )</li> <li>・同一敷地等の他事業所と兼務している場合は事業所名、職種名、兼務事業所における1週間あたりの勤務時間数</li> </ul>				
	事業所名:(       )         職種名:(       )         勤務時間:(       )				

(注)事業所にある既存の「単位毎の利用者実績(前月1月分)」及び「勤務表(前月1月分)」を添付して下さい。なお、勤務表については、次の事項を明記して下さい。①兼務を含めた職種②常勤職員の勤務すべき1週間の勤務時間③常勤・非常勤の別

5 IA -T F			点検	結果	「不適」の場合の事由及び
点検項目   確認事項	確認事項	根拠条文	適	不適	改善方法(別紙可)
Ⅱ 設備	基準				
設備及び備品 等	協食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有していますか。また、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の提供に必要なその他の設備・備品を備えていますか。	第93条第 1項			
	【食堂、機能訓練室】 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さがあり、その合計した面積は三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上となっていますか。 ※食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、且つ機能訓練を行う際には、その実施に支障がない広さを確保できない広さを確保できていれば、同一の場所として可。	第93条第 2項第1号			
	【相談室】 遮へい物の設置など相談の内容が漏えいしない よう配慮されていますか。	第93条第 2項第2号			
	【消火設備その他非常災害に際して必要な設備】 消防法その他法令等に規定された設備は確実に 設置されていますか。	第93条第 1項			
	【宿泊サービスの提供】 指定通所介護の提供以外の目的で、指定通所介 護事業所の整備を利用し、夜間及び深夜に指定 通所介護以外のサービスを提供する場合に、当 該サービスの内容を県に届け出ていますか。	第93条第 4項			

点検項目	   確認事項	根拠条文	点検	結果	「不適」の場合の事由及び
	作品がデース	TKJZXX	適	不適	改善方法(別紙可) ————————————————————————————————————
Ⅲ 運営基	<u> </u>				
	利用者のサービス選択に資すると認められる重要 事項(※)について記した文書を交付し、利用申 込者又はその家族に対し説明を行い、利用申込者 の同意を得ていますか。 ※運営規程の概要、勤務体制、事故 発生時の対応、苦情処理の体制等	第103条 (第9条 第1項準 用)			
提供拒否の 禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはあ りませんか。	第103条 (第10条 準用)			
困難時の対応	自ら適切なサービス提供が困難な場合、当該利用 申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当 な他事業者等の紹介など必要な措置を速やかに 取っていますか。	第103条 (第11条 準用)			
確認	被保険者証等の確認を行っていますか。被保険者 証に認定審査会意見が記載されている場合には配 慮して介護サービスを提供していますか。	第103条 (第12条 準用)			
	利用申込者が要介護認定を受けていない場合、既 に要介護認定の申請をしているか確認しています か。	第103条 (第13条 第1項準 用)			
	利用者が要介護認定を申請していない場合、利用者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	第103条 (第13条 第1項準 用)			
	サービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状 況等の把握に努めていますか。	第103条 (第14条 準用)			
	介護サービスを提供する場合又は提供の終了に際 し、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス 又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努 めていますか。	第103条 (第15条 準用)			
サービスの提 供を受けるた めの援助	利用者に対して、法定代理受領サービスについて説明し、必要な援助を行っていますか。	第103条 (第16条 準用)			
計画に沿った サービスの提 供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該 計画に沿ったサービスを提供していますか。	第103条 (第17条 準用)			
計画等の変更 の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、居宅介護支援事業所への連絡その他必要な援助を行っていますか。	第103条 (第18条 準用)			
サービス提供の記録	介護サービスを提供した際は、提供日及び具体的なサービスの内容等、必要な事項を書面に記録していますか。 また、利用者から申し出があった場合には、文書の交付等によりその情報を提供していますか。	第103条 (第20条 準用)			

占松石日		根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び
点検項目			適	不適	改善方法 (別紙可)
	法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者 負担分の支払を受けていますか。	第94条第 1項			
	法定代理受領サービスである場合と、そうでない 場合との間に不合理な差額を設けていませんか。	第94条第 2項			
	下記のサービスの提供に当たっては、予め利用者 又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費 用について説明を行い、同意を得ていますか。	第94条第 3項、第4 項、第5 項			
	イ 利用者の選定により通常の事業の実施地域外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要す口 通常要する時間を超えるサービス提供で、利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を起える費用				
	ハ 食事の提供に要する費用 ニ おむつ代				
	ホ 指定通所介護の提供において提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者負担とすることが適当な費用				
求のための証	法定代理受領サービスではない、通所介護に係る 利用料の支払いを受けた場合は、サービス提供証 明書を利用者に交付していますか。	第103条 (第22条 準用)			
指定通所介護 の基本取扱方 針	利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資す るよう、目標を設定し、計画的に行われています か。	第95条第 1項			
	自らその提供するサービスの質の評価を行い、常 にその改善を図っていますか。	第95条第 3項			
	サービスの提供にあたっては、懇切丁寧に行い、 利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法 等について必要な事項を理解しやすいように説明 を行っていますか。	第95条第 2項第2号			
	介護技術の進歩に対応した適切な介護サービスを 提供していますか。	第95条第 2項第3号			
	常に利用者の心身の状況の的確な把握に努め、生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供していますか。特に認知症である要介護者に対してはその特性に応じたサービス提供ができる体制を整えていますか。	第95条第 2項第4号			
	利用者の心身の状況、希望及びその置かれている 環境を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記 載した通所介護計画を作成していますか。	第96条第 1項			
	通所介護計画書は居宅サービス計画書に沿った内容となっていますか。又必要に応じて変更していますか。	第96条第 2項第1号			
	居宅サービス計画を作成している居宅介護支援事業所から通所介護計画書の提供の求めがあった際には、提供するよう努めていますか。	岐阜県居 宅サ等 裏綱 の6(3)ウ (カ)			
	通所介護計画書の内容について利用者又はその家族に説明を行い、利用者から同意を得ていますか。	第96条第 2項第2号			
	通所介護計画書を利用者に交付していますか。	第96条第 2項第3号			
	提供したサービスの実施状況や目標の達成状況の 記録を行っていますか。	第96条第 3項			

				結果	「不適」の場合の事由及び
点検項目	確認事項	根拠条文	適	不適	改善方法(別紙可)
	利用者が以下の事項に該当する場合には遅滞なく 市町村への通知を行っていますか。 ・サービス利用に関する指示に従わないことに より要介護状態の程度を増進させたと認めら れる場合 ・偽りその他不正な行為により給付を受けた 又は受けようとした場合	第103条 (第26条 準用)			
緊急時等の対 応	利用者の病状の急変など、緊急時には主治医への 連絡など必要な措置を講じていますか。	第103条 (第27条 準用)			
管理者の責務	事業所の管理者は、従業者の管理及び指定通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の 把握その他の管理を一元的に行っていますか。	第103条 (第52条 準用)			
運営規程	以下の事項を運営規程に定めていますか。	第97条			
	□事業の目的及び運営の方針 □従業者の職種、員数及び職務内容 □営業日及び営業時間 □指定通所介護の利用定員 □指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 □通常の事業の実施地域 □サービス利用に当たっての留意事項 □緊急時等における対応方法 □非常災害対策 □苦情を処理するために講ずる措置の概要 □その他運営に関する重要事項				
勤務体制の 確保等	利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう 事業所ごとに勤務の体制(日々の勤務時間、職務 内容、常勤・非常勤の別等)を定めていますか。	第98条第 1項			
	当該事業所の従業者等によってサービスを提供していますか。	第98条第 2項			
	従業者に対して研修の機会を確保していますか。	第98条第 3項			
定員の遵守	利用定員を超えて指定通所介護の提供を行ってい ませんか。	第99条			
非常災害対策	非常災害に関する具体的計画を立て関係機関等の 連携体制等の整備を行っていますか。また非常災 害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要 な訓練を行っていますか。	第100条			
記録の整備	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	第102条 第1項			
	介護サービスの提供に関する記録を整備し、当該 記録を整備した日から5年間保存していますか。	第102条 第2項			
	・通所介護計画 ・提供した具体的なサービス等の記録 ・条例第26条に規定する市町村への通知 ・苦情の内容等の記録 ・事故の状況及び事故に際して採った処置等 の記録				

上松石口		根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び
点検項目 			適	不適	改善方法 (別紙可)
衛生管理等	利用者の使用する施設、食器その他の設備・飲料水について、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講じていますか。	第101条 第1項			
	食中毒および感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言・指導を求めるとともに、綿密な関係を図っていますか。	第101条 第2項			
	インフルエンザ、腸管出血性大腸菌群、レジオネラ症等の対策について、その発生及びまん延を防止するための適切な措置を講じていますか。	第101条 第2項			
掲示	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要や、勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 また、当該重要事項について、ホームページに掲載する等、周知に努めていますか。	第103条 (第32条 準用)			
秘密保持等	正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。	第103条 (第33条 第1項準 用)			
	当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。	第103条 (第33条 第1項準 用)			
	サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 (サービス提供開始時における包括的な同意で可)	第103条 (第33条 第2項準 用)			
広告	虚偽または誇大な広告をしていませんか。	第103条 (第34条 準用)			
事業者に対す る利益供与の	居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	第103条 (第35条 準用)			
苦情処理	苦情に対し、迅速かつ適切に対応していますか。 また、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制等を利 用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載 するとともに、事業所に掲示していますか。	第103条 (第36条 第1項準 用)			
	苦情件数 : 月 件程度 苦情相談窓口の設置 : 有 ・ 無 相談窓口担当者 :				
	苦情相談等の内容を記録・保存していますか。	第103条 (第36条			
	苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っていますか。	第103条 (第36条 第2項準 用)			
	提供したサービスに関し、法第23条の規定により 市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提 示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しく は照会に応じていますか。	第103条 (第36条 第3項準 用)			
	利用者からの苦情に関して国保連が行なう法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国保連から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	第103条 (第36条 第5項準 用)			
	市町村又は国保連からの求めがあった場合には、 改善の内容を市町村又は国保連に報告しています か。	第103条 (第36条 第4項、 第6項準			

上松石口	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び
点検項目 			適	不適	改善方法 (別紙可)
事故発生時の対応	事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。また、事故の状況や処置について記録していますか。	第101条 の2 第1 項、第2 項			
	→事故事例の有無: 有 ・ 無 賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速や かに行なっていますか。 →損害賠償保険への加入: 有 ・ 無	第101条 の2 第3 項			
	事故が生じた際には、原因を究明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。	岐阜県居 宅サービ ス等基準 要綱 第3 の6(3)ク (ウ)			
	宿泊サービスの提供により事故が発生した場合 は、条例第101条の2第1項及び第2項の規定に準 じ、必要な措置を講じていますか。	第101条 の2 第4 項			
	他の事業との会計を区分していますか。	第103条 (第39条 準用)			
	利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定 し、計画的に行われていますか。	予防条例 第104条 第1項			
	自ら提供する指定介護予防通所介護の質の評価を 行い、常にその改善を図っていますか。	第104条 第6項			
	指定介護予防通所介護の提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該機能改善を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。	第104条第2項			
	利用者がその有する能力を最大限活用することが できるような方法によりサービスの提供に努めて いますか。	第104条 第3項			
	指定介護予防通所介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するような適切な働きかけに努めていますか。	第104条 第4項			
通所介護の具	サービス提供開始時から、少なくとも1月に1回は利用者の状態、サービスの提供状況等について、介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告すると共に、当該サービス提供を行う期間が終了するまでに少なくとも1回はモニタリングを行っていますか。	第105条 第2項第4 号			
	モニタリングの結果を記録し、当該記録を指定介 護予防支援事業者に報告していますか。	第105条 第2項第5 号			

				結果	「不適」の場合の事由及び
点検項目	確認事項	根拠条文	適	不適	改善方法(別紙可)
通所介護の提 供に当たって	サービスの提供に当たり、介護予防支援における アセスメントにおいて把握された課題、指定介護 予防通所介護の提供による当該課題に係る改善状 況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの 提供に努めていますか。	第106条 第1項第1 号			
	提供している運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスは、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものですか。	第106条 第1項第2 号			
	サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供を行わないとともに、予防基準第111条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮していますか。	第106条 第1項第3 号			
防通所介護事 業所の安全管	サービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行なえるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めていますか。	第107条 第1項			
	サービスの提供に当たり、転倒等を防止するため の環境整備に努めていますか。	第107条 第2項			
	サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を 測定する等利用者の当日の体調を確認するととも に、無理のない適度なサービスの内容とするよう 努めていますか。	第107条 第3項			
	サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行なう等の必要な措置を講じていますか。	第107条 第4項			
虐待防止	(高齢者虐待の防止) 利用者の人格を尊重し、利用者のため忠実にその職務を遂行していますか。 ※身体的虐待、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待等虐待行為が行われていないこと。 ※高齢者虐待の防止について、従業員への研修の実施、利用者及びその家族からの苦情の処理体制の整備等の措置が講じられていること。	法第74条 第6項			

点検項目	確認事項	根拠条文	結果 不適	「不適」の場合の事由及び 改善方法 (別紙可)
Ⅳ 変更	 [の届出等			
	事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める。、「の名称及びがあしての時間では、ないでは、またといり、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	法 第75条 第131項 第16号		